みそら訪問介護事業所　重要事項説明書

〈令和　7年　4月　1日 現在〉

1. 事業者の概要

法　人　名	株式会社 地域福祉推進会
代 表 者 名	河村　政徳
所在地・連絡先	（住所）　愛知県犬山市字若宮68番地4 （電話）　0568-67-5550 （FAX）　0568-67-5595

2. 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	みそら 訪問介護事業所
所在地・連絡先	（住所）　愛知県犬山市字若宮68番地4 （電話）　0568-67-5550 （FAX）　0568-67-5595
愛知県指定事業所番号	2373400726
管理者氏名	畑　可愛
事 業 内 容	訪問介護、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

(2)事業所の職員体制

従業者の職種		人数（人）	区　分		常勤換算	職務の内容
			常勤（人）	非常勤（人）		
管　理　者		1	1		0.5	事業所の管理・運営
サービス提供責任者		5	2	3	16.4	サービス計画作成 ヘルパー管理
訪問介護員	介護福祉士	11	0	11		訪問介護 第1号訪問事業 （訪問介護相当サービス）
	介護者初任者研修	5	2	3		
	2級ヘルパー	12	0	12		
	准看護師	1	0	1		
	合　計	34　人				

3. 営業日及び営業時間

営業日	事務所の営業時間	サービス提供時間
年中無休	9:00　～　18:00	24時間
備考	日曜、祝日、年末・年始もサービスは実施いたします。	

4. サービス実施地域

犬山市、小牧市、扶桑町、大口町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

5. サービス内容

	種　類	内　容
身体介護 （要介護の方のみ）	食事介助	準備・配膳・摂取介助・後片付け等
	入浴介助	清拭・部分浴・全身浴・洗面・洗髪等
	排泄介助	トイレ誘導及び介助・オムツ交換等
	体位変換	安楽な姿勢保持・褥瘡予防の体位交換等
	外出介助	外出準備・交通機関（バス等）の乗降介助

生活援助 （要介護の方のみ）	買い物	日用品の買い物・薬の受け取り等
	調理	一般的な調理・配膳及び後片付け等
	掃除	室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
	洗濯	洗濯機及び手洗いによる洗濯 乾燥（物干し） 取り入れ、収納、衣類の修繕等

第1号訪問事業 （訪問介護相当サービス）	自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等を行います。

通院等乗降介助	通院等で介護タクシーをご利用時に、乗降車の介助を行います。

その他	介護相談	日常的な相談全般、必要に応じて担当ケアマネージャーや、関係事業所との連携を図ります。

6. 利用料金

介護保険の適用がある場合は原則として負担割合証の割合に乗じた額が、ご利用者様の負担額となります。
ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となりますのでご相談ください。

1割負担の例

(1)訪問介護（要介護1～5の方）の場合

	45分未満	45分以上
生活援助 （利用者1割負担）	179単位	220単位

	30分未満	30分～ 1時間	1時間～ 1時間30分
身体介護 （利用者1割負担）	244単位	387単位	567単位

その他 加算

※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）の利用は25%増し 深夜（午後10時～午前6時）は50%増しになります。		
※ご利用者様の身体的理由、暴力行為等の事情があり、お客様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は2人分の料金が必要になります。		
初回加算 （利用者1割負担）	200単位	初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。
緊急時対応加算 （利用者1割負担）	100単位	ご利用者様やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。
生活機能向上連携加算 （利用者1割負担）	100単位	通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者様宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、リハビリテーション専門職と共同して、利用者様の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問をした場合。
特定事業所加算	10%	特定事業所加算（Ⅱ）として、毎月算定した単位の10%をご負担いただきます。
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	24.5%	介護職員等処遇改善加算として、毎月算定した総単位数の24.5%の一割負担金をいただきます。

（2）第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

事業対象者、要支援1・2の方で、週1回程度のご利用時	1,176単位 （1ヶ月定額）
事業対象者、要支援1・2の方で、週2回程度のご利用時	2,349単位 （1ヶ月定額）
事業対象者、要支援2の方で、週2回を超えるご利用時	3,727単位 （1ヶ月定額）

(3)交通費

サービス実施地域にお住まいのご利用者様は無料です。
それ以外の地域にお住まいのご利用者様は、交通費の実費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費1キロメートルあたり15円をご負担いただきます。

(4)キャンセル料

ご利用者様のご都合によりサービスを中止する場合はキャンセル料として、利用料(10割負担)の50%をいただく場合があります。原則、1日前までにご連絡ください。ただし、体調の急変時等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(5)その他

ご利用者様の居宅でサービスを実施するために必要な、水道、ガス、電気などの費用はご利用者様のご負担となります。

(6)利用料のお支払い方法

当該月の利用分を月末〆、請求書を発行し、ゆうちょ銀行は翌月20日・他銀行は翌月27日に下記銀行から引き落とさせていただきます。

入金確認後、領収書を発行いたします。
万が一、引き落としができなかった場合は、同月末に再引き落としさせていただきます。
引き落とし手数料等は、当方でご負担いたします。

※ ゆうちょ銀行(郵便局)通帳のお客様には『みそら　介護』、他銀行の通帳のお客様には
『ミソラカイゴ』 と印字されます。

7. 運営方針

ご利用者様の身体状況、生活習慣に十分配慮し、常にご利用者様の立場に立ってサービスを提供いたします。また、ご利用者様の人権を大切に、サービスを通して、我々サービス従事者がご利用者様から勉強させていただく気持ちを忘れず、日々努力し精進いたします。
要支援状態または事業対象のご利用者様には、ご利用者様の意欲を高めるような働きかけを行い、ご自身でできることは行っていただくことを基本に、できない部分や難しい部分をご一緒に行うことで、自立生活の可能性を最大限引き出す支援を行います。
要介護状態のご利用者様には、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助し、住み慣れた自宅で末永く暮らすことができるようサービスを提供します。

8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　畑　可愛

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9. その他

事項		備考
担当ヘルパー変更の可否	可	ご希望される方はお申し出ください。 可能な限り対応させていただきます。
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修体制	有	月1回の事業所内研修を行っています。
訪問介護計画に作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、ご利用者様のご希望、課題等を評価し、訪問介護計画を作成いたします。また、サービス提供の目標、達成状況を評価し、その結果を報告書にてご利用者様に説明、交付いたします。	
※交通事情等の事由により、サービス時間が多少前後することがございますがご了承下さい。 ※業務の確認、引継ぎ等の為、ヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承下さい。 ※誠に恐縮ではございますが、茶菓等の心遣いはご遠慮下さい。		

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護サービス等作成事業所へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	① 氏　名	
	連絡先	
	② 氏　名	
	連絡先	

11. 事故発生時の対応方法ににについて

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有　　(無)
実施した最近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

犬山市役所 長寿社会課 平日午前8:30～午後5:15

大口町役場
健康福祉部福祉課
住所 ： 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
電話 ： 0587-94-1222

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所　ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当　：畑　可愛
住所　愛知県犬山市字若宮68番地4
0568-67-5550

②その他

小牧市役所　介護保険課
平日午前8:30～午後5:15
住所　小牧市堀の内三丁目1番地
0568-76-1153

犬山市役所　健康福祉部高齢者支援課　平日午前8:30～午後5:15
住所　犬山市大字犬山東畑36

介護保険担当　0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当　0568-44-0325

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所　名古屋市東区泉一丁目6番5号
052-971-4165

訪問介護及び介護予防訪問型サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び介護予防訪問型サービスについての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び介護予防訪問型サービスを利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住　所

氏　名

（代理人）　　住　所

氏　名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

扶桑町役場
健康福祉部介護健康課介護グループ
住所 ： 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330
電話 ： 0587-93-1111

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

江南市役所
高齢者生きがい課
住所 ： 愛知県江南市赤童子町大堀90
電話 ： 0587-54-1111

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

一宮市役所
介護保険課
住所 ： 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
電話 ： 0586-28-8100

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名

13. 苦情相談窓口

①当事業所

みそら 訪問介護事業所
ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 ：畑 可愛
住所 ： 犬山市字若宮68番地4
電話 ： 0568-67-5550

②その他

犬山市役所
健康福祉部高齢者支援課
平日午前8:30～午後5:15
住所 ： 犬山市大字犬山東畑36
介護保険担当 ： 0568-44-0326
高齢福祉、包括センター担当 ： 0568-44-0325

春日井市役所
健康福祉部 介護・高齢福祉課
住所 ： 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44
電話 ： 0568-85-6199

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9:00～午後5:00
住所 ： 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 ： 052-971-4165

訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　愛知県犬山市字若宮68番地4

名称　　みそら 訪問介護事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

また、訪問介護及び第1号訪問事業を利用するに当たり、必要な範囲内で、利用者またはその家族等の個人情報を居宅介護支援業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

利用者　　住 所

氏 名

（代理人）　　住 所

氏 名